県立 沖縄高等特別支援学校 サッカー部 活動基本方針

1 はじめに

本校の職員必携「第10章 生徒の管理体制 2 部活動に関する内規」に基づき、サッカー部の活動における目標設定とその運営方法、管理体制について以下の内容を定める。

2 サッカー部の活動における基本方針

「第10章 生徒の管理体制 2 部活動に関する内規」の(1)部活動のねらい①~⑥に留意し、生徒たちの心身の調和的発達を目指す教育活動の一環として、部活動の場を設定する。

3 国や県の動向

- (1) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (文部科学省スポーツ局平成30年3月19日)
- (2)運動部活動等の在り方に関する方針 (沖縄県教育委員会平成30年12月)

4 本校サッカー部の活動方針

- (1) 本校の部活動のねらいを踏まえた取組
 - ① 生涯教育の観点から、スポーツに親しむ機会として設定することで、生徒が自主的・ 自発的な参加を促す。また、学級や学年の枠を越えた活動を通して、生きる力の育成 と豊かな学校生活の実現を目指す。
 - ② 職業的自立に向けて、意欲、体力の向上を図る指導に臨むために、生徒の健康面・精神面及び部活動内の人間関係等にも十分配慮する。
 - ③ 集団活動における基本的なルールやマナーを身につけるために、学校生活・寄宿舎 生活とバランスのとれた指導と運営を行う。
 - ④ 生徒の実態に応じて、地域社会の行事に積極的に参加する。また、大会等に参加する際には、成績だけ追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導する。
 - ⑤ サッカーへの理解と技能を高めるために、部活動の特性を踏まえた練習方法などを 積極的に導入する。また、生徒の発達段階に応じた適切な休養も設定する。
 - ⑥ 生徒の自主的・自発的に活動する態度を養うために、生徒との意見交換等を通じて、 ニーズや意見を把握して、指導にあたることとする。
- (2) 部員の資格・入退部について(内規より抜粋)
 - ① 入部資格

希望者を対象とし、学校長、担当者、保護者の許可した者とする。

② 入部手続き

本人と保護者が入部手続き(入部届の提出)ならびに部活動運営費の納入後に入部を 認める。

③ 退部

部活動担当者の許可と保護者の了解のもと、退部届けを提出して行う。

(3) 運動部活動の顧問の役割

【管理面】

- ・活動前後における生徒の健康観察
- ・担任、養護教諭との情報共有とけが等の場合の保護者への連絡
- ・緊急時における管理職への連絡体制
- ・環境面(活用用具や練習場所)の安全点検

【指導面】

- ・活動目標、指導方針、大会や練習(試合・方法)について、生徒や保護者への伝達
- ・生徒、保護者とのコミュニケーション
- ・顧問、部活動指導員とのコミュニケーション
- ・熱中症事故の予防(国及び県の指針に準じる)
- (4) 部活動の活動日と休業日の設定(原則として内規に準ずる)
- ①活動日

ア 火・木の午後 16:10~17:00 を基本とする。

(会議や研修等が無く、担当職員が指導できる場合は、柔軟な対応を行う。)

イ 土・日・祝祭日・夏休みの部活動は、担当者の計画・管理の下行い、各部署に連絡 し、実施する。

②休業日

ア 月・水・金・土を原則、完全休業日とする。

(但し、①活動日のアに規定されている内容を踏まえ、この場限りでは無い。)

- イ 家庭訪問・個人面談・就業体験や体育祭練習期間・テスト1週間前とその期間中
- ウ 顧問、副顧問、部活動指導員が対応できない場合
- (5)参加する大会数の上限の目安
 - ① 部活動運営費や派遣費の上限を超えない程度とする。
 - ② 学校行事と大会が重なる場合には、学校行事を優先とする。

(6) 月の活動計画について

- ① 部活動の活動日や休業日、大会等を含めた年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- ② 毎月の実績報告及び年間活動実績を作成し、校長に報告する。

(7) 部活動の停止

部活動の本来の主旨に反し、学校の秩序を乱すような場合には、活動を停止とする。

(8) サッカー部活動運営予算について

部活動運営費(保護者徴収 1000 円)、生徒会予算(派遣費)、その他をもって充てる。 会計報告は、毎年3月末日で決算し、監査を受けた上で、係引き継ぎの際に報告する。